

## 地域自治区の設置に関する協議

### (趣旨)

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定により、合併前の養老郡上石津町及び安八郡墨俣町の区域ごとに地域自治区を設置することとし、同条第2項の規定により、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置期間)

第2条 地域自治区の設置期間は、合併の日から5年経過した年度末までとする。

### (名称)

第3条 地域自治区の名称は、別表第1のとおりとする。

### (事務所の位置、名称及び所管区域)

第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

### (組織)

第5条 地域協議会の構成員は、15人以内をもって組織する。

2 構成員は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が選任する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者

### (任期及び失職)

第6条 地域協議会の構成員の任期は、4年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員の再任は、妨げないものとする。

3 構成員は、当該地域自治区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

### (報酬)

第7条 地域協議会の構成員の報酬については、これを支給しないこととする。

### (会長及び副会長)

第8条 地域協議会の会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

### (地域協議会の所掌事務)

第9条 地域協議会は、各地域自治区の所管区域ごとに、当該地域自治区の区域に係る新市まちづくり計画の変更及び執行状況に関する事項について、市長その他の市の機関の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

2 地域協議会は、必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(会議)

第10条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第11条 地域協議会の庶務は、各地域自治区の事務所において処理するものとし、必要に応じ本庁において連絡調整を行う。

(委任)

第12条 この協議に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮り定める。

附 則

この協議は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地域自治区の名称	
上石津町	墨俣町

別表第2（第4条関係）

地域自治区の名称	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
上石津町	大垣市上石津町 上原1380番地	上石津地域事務所	合併前の養老郡上石津町の区域
墨俣町	大垣市墨俣町 上宿473番地1	墨俣地域事務所	合併前の安八郡墨俣町の区域